平成２２年（フ）第６１号
福島県郡山市安積２丁目364番地
破産者　株式会社磐梯照明
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
群馬県桐生市広沢町３丁目3615番地５
破産者　有限会社婀芙纏
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１００号
群馬県桐生市広沢町１丁目2514番地の７
破産者　石原　修一
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０５号
群馬県みどり市笠懸町鹿3691番地Ｂ―201
破産者　ディンプル株式会社
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０６号
埼玉県比企郡吉見町東野１丁目14番地１
破産者　須永　和好
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２３２１号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目11番地の２
破産者　有限会社トヨダ電機
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９号
金沢市三口新町３丁目６番27号、従前の住所
金沢市大桑町29街区11番地
破産者　株式会社エコリビング
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
金沢市古府１丁目４番地メゾンドール101号
破産者　株式会社ピーシーエス（旧商号有限会社パソコンサービス）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成１９年（フ）第３８３号
三重県三重郡川越町大字南福崎323番地の２
破産者　有限会社イセニツト
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成１９年（フ）第３８４号
三重県三重郡川越町大字南福崎317番地１
破産者　駒田　　学
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
三重県四日市市河原田町1077番地11
破産者　株式会社キタイチ
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
三重県員弁郡東員町笹尾西３丁目９番18
破産者　永井　嗣久
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１２５０号
大阪市旭区新森６丁目３番37号
破産者　塚本設備工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３２４号
大阪市浪速区元町１丁目５番７号
破産者　有限会社未来戸
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３２６号
大阪府大東市野崎２丁目14番６号
破産者　有限会社ジョージハウス
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２９号
大阪府東大阪市若江東町２丁目４番26号
破産者　株式会社タカプラテック
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７１号
大阪市北区豊崎２丁目10番17号サンオークスビル401号
破産者　プロジェクトムーン有限会社
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１３号
大阪府寝屋川市池田北町１番２号
破産者　株式会社エアフォルク
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８３５号
神戸市東灘区住吉浜町15番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区清水谷町12番12号
破産者　株式会社三裕商会
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６２号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目12番39号
破産者　株式会社ｒｉｋｉｓｈｏ
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２０号
大阪市中央区釣鐘町１丁目６番２号橋本ビル407
破産者　株式会社ネクスト
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号　自立支援センターおおよど内、前住所堺市北区百舌鳥陵南町３丁205番地１　カーサ東口301号
破産者　浜口製本紙工所こと　濱口　好徳
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係